

フロン排出抑制法について

平成29年2月21日(火)

滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課

目次

1. フロンに関する課題と対策
2. 管理者が取り組むべき事項
3. 滋賀県が実施する立入調査の状況等
4. その他参考情報
5. 相談等窓口

1. フロンに関する課題と対策

- フロン類は、**オゾン層の破壊**や**地球温暖化の原因**となることから、大気中への放出を抑制することが必要です。
- 平成13年に**フロン回収・破壊法**が制定され、機器の整備時や廃棄時のフロン類の回収、回収されたフロン類の破壊等が進められてきました。

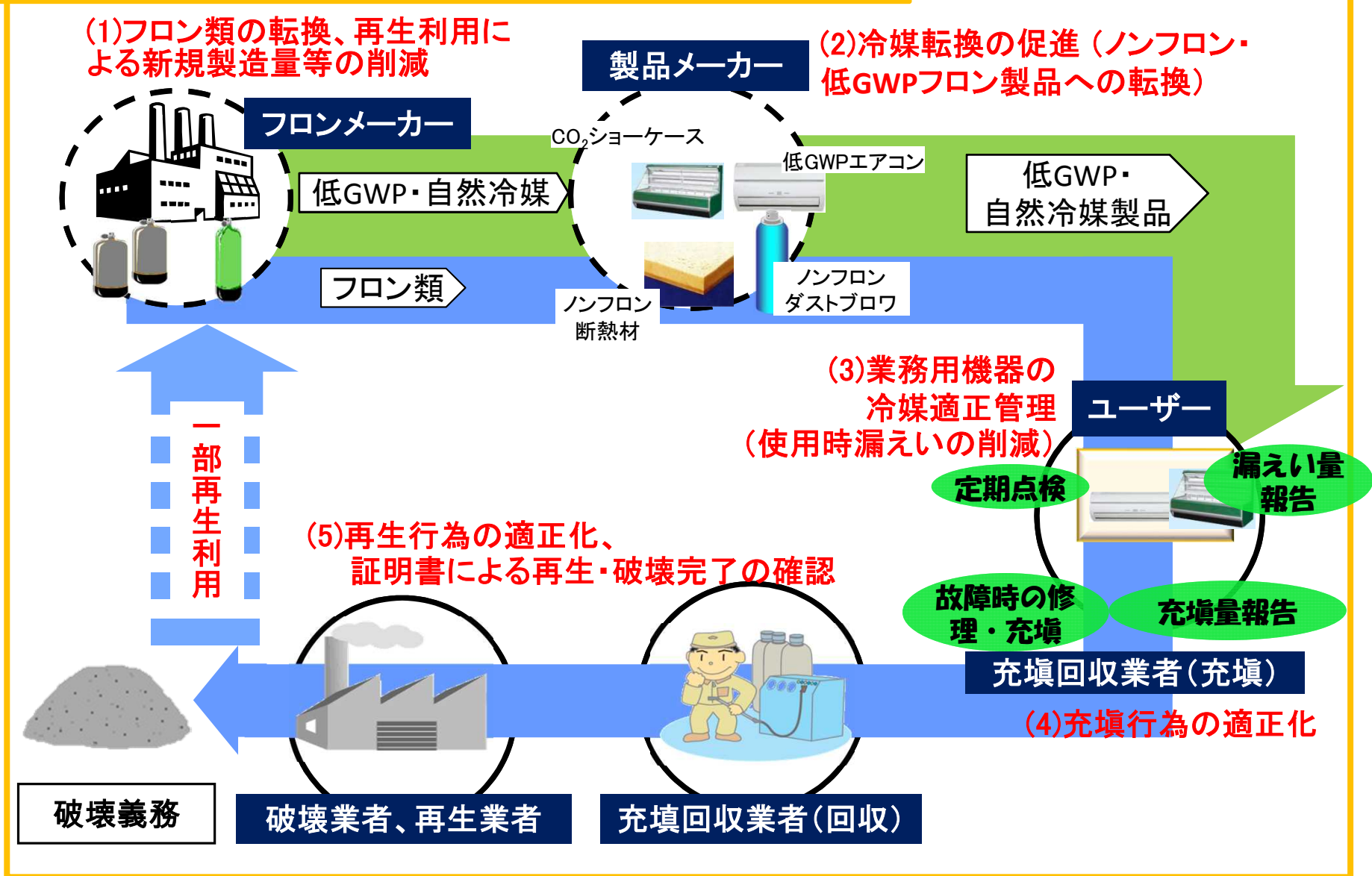
- 冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類については、特定フロンから代替フロンへの転換が進んでいますが、冷媒としての市中ストックは増加傾向にあります。
- 代替フロンは、オゾン層破壊効果はないものの、高い温室効果を有するため、地球温暖化に影響を与えます。
- また、冷凍空調機器の設備不良や経年劣化等により、これまでの想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明しました。

- これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の**製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策**が必要。

⇒ **フロン排出抑制法** の制定（平成25年6月改正、平成27年4月施行）

1. フロンに関する課題と対策

フロン類のライフサイクル全体を規制対象に



2. ユーザー（管理者）が取り組むべき事項

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の内容（抜粋）

第三章 特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置

第一節 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置

第二節 第一種特定製品へのフロン類の充てん

及び第一種特定製品からのフロン類の回収

第三節 第一種特定製品から回収されるフロン類の再生

第四節 フロン類の破壊

●第一種特定製品の管理者が取り組むべき事項

- (1)適切な設置、使用環境の維持および確保
- (2)機器の点検等の実施
- (3)点検および整備の記録およびその保存
- (4)漏えい量の報告
- (5)廃棄時のフロン類の回収

3. 滋賀県が実施する立入調査の状況等

○フロン排出抑制法のみに関する事業場

(スーパー、飲食店、ホテル、複合施設、冷凍・冷蔵倉庫ほか)

→立入調査を実施した事業場のおよそ8割で取組が不十分。

○フロン排出抑制法とその他環境法令に関する事業場

(食料品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業ほか)

→立入調査を実施した事業場のおよそ5割で取組が不十分。

●取組が不十分な事業場の例

- ・対象機器のリストアップができていない。(第一種特定製品の種類、規模、数は?)
- ・対象機器がリストアップされていても、点検の体制がとれていない。
- ・定期点検はメンテナンス業者が実施しているが、簡易点検ができていない。
- ・点検を実施しているのに、必要事項がすべて記録できていない。

4. その他参考情報

○環境省HP(各種手引きなどの掲載)

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/

- ・ 管理者の手引き
- ・ 充填回収業者の手引き
- ・ フロン類算定漏えい量報告マニュアル

○滋賀県HP

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/huron/h270401kaisei/01.html>

- ・ 点検記録簿(参考様式)
- ・ 説明会の情報

5. 相談等窓口

担当区域	担当課	電話
大津市	環境政策課	077-528-3357
草津市、守山市、栗東市、野洲市	南部環境事務所	077-567-5444
甲賀市、湖南市	甲賀環境事務所	0748-63-6134
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	東近江環境事務所	0748-22-7758
彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	湖東環境事務所	0749-27-2255
長浜市、米原市	湖北環境事務所	0749-65-6650
高島市	高島環境事務所	0740-22-6066